剣道・居合道および杖道教士称号審査会要項

１．受審資格

錬士七段受有者で、七段受有後２年以上を経過（令和６年１１月３０日以前に取得）した者。

※上記対象者で東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領第２１条２項（東剣連が認める指導者講習を３回以上（有効期間３年）受講し、かつ加盟団体の認める指導場所等において週１回、１年以上の指導歴を有する者）の資格を有する者。
なお、講習会の有効期間３年は、令和５年７月以降とする。

※錬士取得後続けて教士を申請する場合、講習会は改めて３回受講しなければならない。

※東京都剣道連盟では、上記対象者を称号推薦委員会に諮ったうえ全剣連へ推薦する。

※年齢基準は、審査当日令和８年１１月２５日とする。

※全剣連社会体育指導員上級取得者は小論文を免除する。

２．申込方法

所定の教士受審申請書と封筒長３に封印した小論文（自筆、パソコン不可)、講習手帳を添え、加盟団体へ申込むこと。加盟団体は、受審希望者の受審申請書および小論文と講習手帳を取りまとめ候補者推薦書(一表)を添付して９月１０日（木）までに東京都剣道連盟に申込むこと。なお、受審申請書は必要に応じてコピーすること。

〒105-0004　港区新橋４－２４－２　　ＴＥＬ　５４０５－２１６６

※　受審希望者は、8 月 24 日（月）までに、「剣道称号・段位（四段以上）審査申込書」に必要事項を記入して、メールにより目剣連事務局に申し込んでください。受審に必要な書類を郵送いたします。

３．審査の方法（全日本剣道連盟による）

課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

⑴課　題　剣道の課題「剣道指導者としてのあり方」、居合道の課題「称号（教士）としての指導への取り組みについて」、杖道の課題「称号（教士）としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」

⑵字　数　８００字以上1,２００字以内

⑶用　紙　４００字詰め原稿用紙（市販のＢ４縦書き）用紙１～３行目に表題と登録都道府県名である東京都と氏名を記し、４行目２段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホッチキスで止めること。

⑷提　出　**封筒長３（長さが 23.5 ㎝・幅が 12 ㎝）の表に「剣道称号教士受審」・「居合道称号教士受審」・「杖道称号教士受審」のうち該当するものを、裏に登録都道府県である東京都と自分の氏名を表記のうえ封印すること。**

４．選　考　料

１人　２，２００円（消費税含む）

５．審　査　料

１６，５００円（全剣連分１１，０００円、東剣連分５，５００円）消費税含む。

※東京都剣道連盟の称号推薦委員会で受審資格不足とされた者には返金する。

６．合格発表（全日本剣道連盟による）

審査終了後、合格者決定通知と証書が東京都剣道連盟に送付されるほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ（https://www.kendo.or.jp/）に合格者の氏名が掲載される。

７．個人情報保護法への対応

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。